**優秀運転者顕章規程** **別添１**

昭和44年11月20日理事会決定

平成24年 4月 1日改　　　定

平成27年12月 3日改　　　定

平成28年 6月30日改　　　定

（目　的）

第１条　この規程は、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、 無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道徳の高揚と安　　　　全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

（顕章を贈る者）

第２条　この顕章は、公益社団法人全日本トラック協会会長(以下「会長」という)が贈るものとする。

（顕章の種類）

第３条　この顕章は、金十字章・銀十字章とする。

（顕章の贈呈基準および受章資格）

第４条　この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

（１）金十字章　満２０年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転

者として１５年以上とする）

（２）銀十字章　満１０年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として７年以上とする）

２　前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

（１）人身に係る事故を起こした者

（２）物損事故で損害額１万円を超える事故を起こした者

（３）事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

（受章候補者の推薦）

第５条　都道府県会長は、前条の定めに適合し、かつ第１条の目的に照らして適格と認められる者を会長に推薦する。

（受章候補者の推薦期間）

第６条　都道府県会長は、会長が定める日までに受章候補者を推薦する。

（受章者の選考）

第７条　受章者は第５条第１項の定めにより推薦のあった者を理事会が決定する。

（顕章を贈る方法等）

第８条　この顕章は毎年１回行うものとし、その期間は会長が定めるところによる。

（顕章の取消）

第９条　受章者が受章後事故を起こしたときは顕章を取消すものとする。

２　前項の場合の事故の基準については、第４条第２項を準用する。

３　第４条に定める基準に適合しない無資格者が章を受けたときは、受章にさかのぼってその効力を失う。

（重複受章の除外）

第１０条　現に章を受けている者は再び同種の章を受けることはできない。

（委　任）

第１１条　この規程の実施について必要な事項は会長が定める。

附　則

この規程は、昭和44年11月20日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年12月 3日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年6月30日から施行する。